

青森県立高等学校教育改革推進計画に関する地区意見交換会設置要綱

(設置)

第1 青森県立高等学校教育改革推進計画基本方針を踏まえ、実施計画策定に当たりあらかじめ地域の学校教育関係者等から意見を聴取するため、地区ごとに青森県立高等学校教育改革推進計画に関する地区意見交換会（以下「地区意見交換会」という。）を設置する。

(地区及び対象区域)

第2 地区意見交換会を設置する地区及び対象区域は次のとおりとする。

地 区	対 象 区 域
東 青	青森市、東津軽郡
西 北	五所川原市、つがる市、北津軽郡、西津軽郡
中 南	弘前市、黒石市、平川市、中津軽郡、南津軽郡
上 北	十和田市、三沢市、上北郡
下 北	むつ市、下北郡
三 八	八戸市、三戸郡

(意見交換事項)

第3 地区意見交換会は、対象区域の県立高等学校の規模・配置等について意見交換を行う。

(組織)

第4 地区意見交換会は、委員及びオブザーバーで組織する。

- 2 委員は、各22人以内とし、次に掲げる者のうちから、青森県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱する。
 - (1) 学校教育関係者
 - (2) P T A関係者
 - (3) 産業界関係者
 - (4) 前三号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者
- 3 地区意見交換会に議事進行を行う進行役を置く。
- 4 進行役は、委員のうちから、教育長が指名する。
- 5 オブザーバーは、対象区域の県立学校長のうちから、教育長が指名する。
- 6 オブザーバーは、地区意見交換会に出席し、委員の求めに応じて情報提供するものとする。

(任期)

第5 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6 地区意見交換会は、教育長が招集する。

2 教育長は、必要に応じ、委員及びオブザーバー以外の者に対し、地区意見交換会への出席を求めることができる。

(庶務)

第7 地区意見交換会の庶務は、青森県教育庁高等学校教育改革推進室において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、地区意見交換会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月22日から施行する。